

年末年始を控えた対策（令和2年12月24日）

1 入院医療体制の強化

- (1) 病床の状況
 - ・各医療機関にさらなる病床確保を要請し、756床を確保
- (2) 宿泊療養施設の状況
 - ・12月19日から988室を運用
- (3) 入院受け入れ医療機関の負担軽減
 - ・医師の判断により宿泊療養も可能とする低リスクの軽症者の範囲を拡大
 - ・感染症回復後、引き続き入院が必要な患者の積極的な転院の受け入れを医療機関に要請
 - ・標準治療及び重症患者の転院基準の周知等により、中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担を軽減

2 発熱等診療・検査医療機関の指定

- ・指定医療機関1,042カ所（12/21現在）※今後も引き続き指定を進める。

3 社会福祉施設におけるPCR検査の実施方法の変更（対象：新規就労職員及び新規入所者）

- ・保健所の業務が過重とならないよう、外部委託により実施する方法に変更

4 年末年始における医療体制等

- (1) 入院受入体制
 - ・入院受入病院（55病院〔756床〕）における新規入院患者の受入体制の確保
- (2) 外来診療体制
 - ① 発熱等診療・検査医療機関等による対応状況
 - ・発熱等受診・相談センターからの紹介を受け入れる医療機関を確保
 - ※他院及び発熱等診療・検査医療機関からの受入可能な医療機関（199）（神戸市除く）
 - ② 薬局による後方支援体制
 - ・医療機関と連携して営業するよう県薬剤師会を通じて要請
 - ※経費支援を実施〔1日あたり@15,000円〕
- (3) 検査体制
 - ・衛生研究所等（6機関）、地域外来・検査センター（8機関）、民間検査機関において対応

5 年末年始における相談・入院調整

- (1) 一般県民向け相談窓口
 - ・発熱症状等がある場合等に、医療機関を紹介する発熱等受診・相談センターを開設
- (2) 医療機関と保健所の相談・連絡体制
 - ・県・政令中核市とも24時間体制で対応
- (3) 入院調整・宿泊療養調整
 - ・保健所及びCCC-hyogoが24時間体制で対応

6 飲食店に対する年末年始における感染防止の徹底

生活衛生同業組合に対して、年末年始における感染防止の徹底を依頼

- ・パーティション、アクリル板等による飛沫感染予防
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守
- ・感染防止対策宣言ポスターの掲示、兵庫県新型コロナ追跡システムへの登録等

7 Go To Eat キャンペーンの販売済みプレミアム付食事券及びオンライン飲食予約サイトでの付与済ポイントの利用自粛

- ・直近7日間の感染者数が10万人あたり10人を超える地域の販売済みプレミアム付食事券等の利用自粛を呼びかけ

8 再び「年末年始感染防止」緊急要請

感染拡大の緊急事態に対応し、知事メッセージとして要請

- ・東京・大阪など、感染拡大地域からの帰省はできるだけ控えること
- ・忘年会、新年会は、できるだけ控えること 等